パブリックコメント手続を行います

問　各担当課

次の3つの計画案などについて、パブリックコメント手続を行います。皆さんの声を聞かせてください。

※詳しくは市HPを確認してください

【景観計画改訂案】

伊勢崎市・市民・事業者の協働による「景観まちづくり」を進めていくための計画です。

時　11月1日(日)から30日(月)まで(必着)

宛先　〒372−8501（住所不要）市役所都市計画課、FAX(23)0601、メールtosikei@city.isesaki.lg.jp

担当課　都市計画課(☎(27)6279)

【第3次伊勢崎市空家等対策計画(案)】

市内の空き家への対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

時　11月2日(月)から12月1日(火)まで(必着)

宛先　〒372−8501（住所不要）市役所住宅課、FAX(23)7020、メールjuutaku@city.isesaki.lg.jp

担当課　住宅課(☎(27)2797)

【伊勢崎市学校給食調理場個別施設計画改定案】

学校給食施設を適切に維持・管理するための計画です。

時　11月4日(水)から12月4日(金)まで(必着)

宛先　〒379−2224　西小保方町692番地5　健康給食課、FAX(75)2518、メールkenkoukyouiku@city.isesaki.lg.jp

担当課　健康給食課(☎(75)2517)

意見の提出方法

所定の様式に氏名・住所・意見とその理由を記入の上、直接または郵送・ファクス・メールで各担当課に提出してください。

※資料と所定の様式は各担当課、市民情報コーナー(市役所・各支所)にあります。市HPからダウンロードもできます

対　次のいずれかに該当する人

- 市内に在住または在勤・在学の人
- 市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体
- 本市に納税義務がある人
- この案に利害関係がある人

がん検診はお済みですか？

問　保健センター(☎(27)6290)

本市ではおよそ4人に1人が、がんで亡くなっています。がんは早く発見できれば治る可能性が高く、治療にかかる時間や費用も少なく済みます。症状がない健康な時にこそ、がん検診を受けましょう。

がん検診の実施期間終了が迫っています

対象者には、4月にがん検診等受診券(白い封筒)を郵送しました。同封のお知らせをよく読んで検診を受けてください。

時　12月28日(月)まで

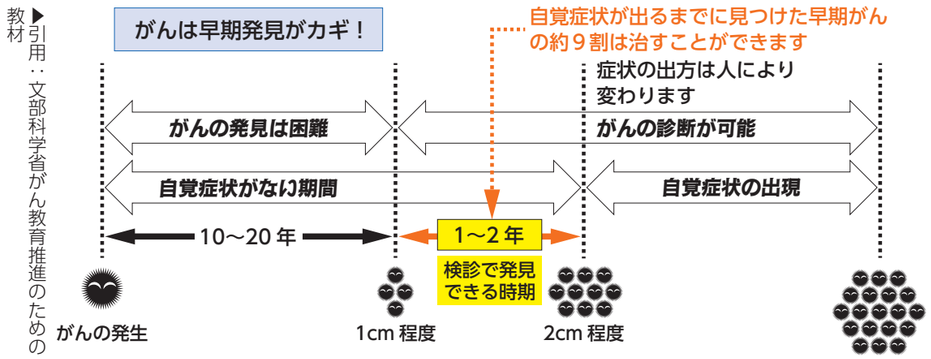
場　指定医療機関

内　胃、大腸、前立腺、乳・甲状腺、子宮頸がん検診

申　医療機関に予約の上、受けてください

※検診の際は、「伊勢崎市がん検診等受診券シート」を必ず持参してください

▲市HP



▶引用：文部科学省がん教育推進のための教材

空き家にお困りの人はいませんか？

問　住宅課(☎(27)2797)

空き家に関する相談会やセミナーを行います。

無料空き家相談会

空き家の売買や賃貸に関する相談に専門の相談員が無料で応じます。

時　12月4日(金)

- 午前の部＝午前9時30分〜正午
- 午後の部＝午後1時30分〜4時

場　市役所本館3階相談室

定　各5人程度(先着順)

※相談は1人当たり30分程度です

相談員

- 午前の部＝群馬県宅地建物取引業協会伊勢崎支部
- 午後の部＝全日本不動産協会群馬県本部

申　11月9日(月)から12月3日(木)までに電話で住宅課へ

※定員に満たない場合は当日の参加も受け付けます

空き家セミナー

空き家の持つ可能性や空き家の発生予防、空き家にしたままのリスク、今後の活用について事例を踏まえた講演を行います。参加料は無料です。

時　令和9年1月9日(土)午後1時〜2時50分

場　市役所東館5階第1会議室

対　市内に空き家を持っている人、市内に在住または在勤・在学の人、地域おこしを考えている事業者や団体など

定　100人程度(先着順)

演題　「空き家になる前に、空き家になってしまったら」〜みんなで考える空き家のこれから〜

講師　有江正太さん((特非)空き家コンシェルジュ代表理事)

申　11月9日(月)から令和9年1月8日(金)までに電話で住宅課、または専用HPから申し込んでください

※定員に満たない場合は当日の参加も可能です



▲有江正太さん

▲専用HP

廃食用油は分別して出しましょう！

問　資源循環課(☎(27)2732)

家庭から出る廃食用油は資源物として回収し、インクの原料などにリサイクルしています。廃食用油の分別回収に協力してください。

廃食用油の出し方

❶油から天かすやパン粉などの固形物を取り除く

❷油を冷まし、ラベルを剥がしたペットボトル容器に入れる

※ふたをしっかり閉める

❸油を入れたペットボトル容器を資源回収場所に出す

収集日

- 伊勢崎・東地区＝資源
- 赤堀・境地区＝その他

【廃食用油で出せる物】

- 液体の植物性油＝サラダ油、菜種油、ごま油、大豆油、コーン油、紅花油、ひまわり油、オリーブオイルなど

※賞味期限切れなどで未開封の物はプラスチック製容器や缶、瓶の容器のまま出してください

【廃食用油で出せない物】

次の方法で処分してください。

- 固形の植物性油(マーガリン、パーム油など)＝もえるごみ
- 動物性油(バター、ラード、牛脂など)＝もえるごみ
- 鉱物油(機械油やエンジンオイル、灯油、軽油など)＝販売店に相談してください
- 事業で使用した油＝事業者自らの責任で適正に処理してください

資源保管庫を活用しましょう

資源保管庫は資源回収日以外の日でも、廃食用油の他、新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・衣類の6品目を出すことができます。詳しくは市HPを確認してください。

▲市HP

利用可能日時　平日午前8時30分〜午後5時

※祝日、年末年始は除きます

※絣の郷は、開館日の午前9時から午後10時までです

設置場所　市役所、各支所、各公民館、絣の郷、上下水道局、茂呂クリーンセンター、保育所(第二、第三、第四、境いよく、境ひので)

※保育所は、利用前に保育所職員に声をかけてください